

# 「遺言書の基礎知識」

## < 2. 遺言書に書けること >

### e. 推定相続人の廃除の取消し

#### ○遺言できること

遺言で推定相続人の廃除の取り消しが行えます。

#### ○規定された法律

民法（第八百九十四条第二項）

#### ○こんな方へお勧め

自分に対して虐待や侮蔑等の行為を行う推定相続人（配偶者や子等）であったので家庭裁判所に廃除の申し立てを行ったところ、家庭裁判所が廃除する事を決定した。

しかし、その後、改心しているようなので、自分が亡くなった後で許してやろうと思う方。

#### ○補足

推定相続人の廃除の取消しも家庭裁判所に請求する必要がある事にご注意ください。

少し話がそれますが、廃除と相続について補足します。

廃除された人は、相続権を失います。

その場合には、別の方が相続人となる可能性があります。

例えば、

- ・子を廃除した場合

- 廃除した子に子（孫）がいる場合には、その子（孫）が代わりに相続人となります。

- ・父親を廃除した場合

- 母親が健在なら母親のみ相続人。

- 母親が先に亡くなっている等の場合で祖父母が健在なら祖父母が相続人となります。